

容 器 検 査 所 立 入 検 査 調 書

事業所名称		検査年月日	
事業所所在地		容器の種類	
当初登録年月日		検査者	
登録期間		職氏名	
		立会者	
検査項目	氏名	検査主任者の資格	判定
検査主任者 (保安法第52条 容器則34条)		・容器則第34条1号(大学等)2号(高校等)3号(実務)4号(整備士)又は ・製造保安責任者()	合 否
検査項目	根拠条文	内容	判定
1 容器再検査の登録	法第49条(登録) 50条(更新) 容器則第13条	対象となる附属品の確認 バルブ(再充填禁止容器以外) 安全弁(容器則§19 容器に限る) 緊急遮断装置(容器則§19 容器に限る) 逆止弁(H2容器)	合 否
2 容器表示	法第46条 容器則10条 (表示の方式)	容器の表示内容の確認 塗色 酸素ガス(黒)、水素ガス(赤)、液化炭酸(緑)、液化アソニア(白) 液化塩素(黄)、アセチレン(褐)、その他(灰) 容器外面の2分の1以上 (CH2車、国際CH2車、CNG車、LPG容器は除く) ガス名称、ガス性状(燃・毒) 氏名又は名称、住所、電話番号(車両燃料用、ガス運送用容器で車検証と所有が同一の場合除く)	合 否
	容器則第10条第4項 告示第1条第1項 (圧縮水素運送自動車)	「運送専用」の明示、車載容器一覧証券の容器貼付	合 否
	容器則第10条第5項 告示第1条第2項 (保安上支障がないもの) 国際相互承認CH2 国際容器則第7条第1項 告示第26条 以下、国際相互承認CH2は国際CH2と同等の基準により大部分を割愛	・航空法、アルミニウム系・ステンレス鋼(色シール貼付) ・CNG車、CH2車、国際CH2車、LNG車 ガスの名称の明示(「圧縮天然ガス」「圧縮水素」「液化天然ガス」) 「車両専用」の明示(低充填サイクル車は「低充填サイクル車両専用」) 容器証券(搭載者名称・搭載月・車台番号)の容器外面貼付 車載容器一覧表(容器/付属品の記号/番号; 充填可能期限・車台番号)の車両表面貼付 国際相互承認CH2は容器の製造番号 車載容器総括証券(充填すべきガス名・搭載容器本数・充填可能期限・検査有効期限・最高充填圧力・車台番号)の燃料充てん口近傍貼付 国際相互承認CH2は搭載容器本数・車台番号は不要、ただし公称使用圧力が要。 ・LPG車 氏名等を記載した票紙	合 否
3 容器再検査の期間	法第48条第1項第5号 容器則24条 前月の末日から起算 (CNG車、CH2車、LNG車等は月日の前日)	溶接容器、超低温容器等 製造後経過年数 20年未満 5年 20年以上 2年 試験圧力3.0MPa以下、25L以下の場合かつ、昭和30年7月以降 の容器検査、放射線検査合格容器 製造後経過年数 20年未満 6年 20年以上 2年 一般継目なし容器 5年 一般複合容器 3年 CNG車、CH2車、LNG車、圧縮水素運送自動車 製造後経過年数 4年以下 4年 4年超 2年2月 国際CH2車・国際相互承認CH2 製造後経過年数 4年1月以下 4年1月 4年1月超 2年3月 アルミニウム製スクーバ用継目なし容器 1年1月 LPG車 製造後経過年数 20年未満 6年 20年以上 2年 (LPG車のみ)車検証有効期限1年の初回容器再検査 容器検査前月末日から起算して6年を経過して 最初に受ける車検時まで	合 否
4 容器再検査の方法	法第49条第1項 容器則第25条 告示第3条、4条、5条 (アルミニウム製スクーバ用継目なし容器・一般継目なし容器)	・外観検査 外部切り傷、内外部腐食の区分・判定 内部切り傷(胴部亀裂、ラミネーション、はがれ)の有無 電弧傷、溶接炎・火災傷の有無 ネックワック、スカート等異常、変形の判定 バルブ取付け部ねじ異常の有無 (スクーバ用:ねじとその下部に容器軸方向の割れ等なし) ・耐圧試験 膨張測定試験(水槽式、非水槽式)、 加圧試験(非水槽式) 圧力の確認(90%を超えてはいけない)	合 否

4	容器再検査の方法	告示第6条、7条、8条 (溶接容器)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 外部検査(外部切り傷、点在腐食、線状腐食、溶接部の凹痕、ネックリングのねじ部、スカート等) 内部検査(内部切り傷、底部中心からの亀裂、内部腐食の判定) 電弧傷、溶接炎・火災傷の有無 ハルブ取付け部ねじ異常の有無 ・LPG用溶接容器 15L以上120L未満のLPG容器 一次外観検査 底面間隔の判定 スカート腐食、火災、電弧傷、ネックリング傾斜の有無 二次外観検査 前処理:脱脂、水除去、ショットブラスト等処理 検査:傷、腐食、へこみ、0.5mm以上の腐食の有無 防錆塗装(自然乾燥、焼付乾燥) ・耐圧試験 膨張測定試験(水槽式、非水槽式)、 加圧試験(非水槽式) 圧力の確認(90%を超えてはいけない) 	合	否
		告示第10条、11条 (超低温容器)	<ul style="list-style-type: none"> ・気密試験 常温まで加熱 空気等で気密以上圧力30分間 ・断熱性能試験 ・再試験、修理の有無 	合	否
		告示第12条、13条 (ろう付け容器)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 外部検査(外部切り傷、点在腐食、線状腐食、溶接部の凹痕、ネックリングのねじ部、スカート等) 内部検査(内部切り傷、底部中心からの亀裂、内部腐食の判定) 電弧傷、溶接炎・火災傷の有無 ハルブ取付け部ねじ異常の有無 ・耐圧試験 膨張測定試験(水槽式、非水槽式)、 加圧試験(非水槽式) 圧力の確認(90%を超えてはいけない) 	合	否
		告示第15条、16条 (一般複合容器)	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査 フラップ容器 外部切り傷、外部腐食の判定 内部切り傷、内部腐食の有無 繊維強化プラスチック容器 外部切り傷(片口容器のフラグ傷)の有無 電弧傷、溶接炎・火災傷の有無 ネックリング異常、ねじ部不良の有無 ・耐圧試験 膨張測定試験(金属ライナー製) 圧力の確認(105%未満) 加圧試験(プラスチックライナー製) 圧力の確認(90%以下) 	合	否
		告示第18条～21条の4 (CNG車、CH2車、国際CH2車、CH2運搬用、LNG車用容器(車装着可)) 18、19条:継目なし容器 20～21条の4:複合容器	<ul style="list-style-type: none"> 【継目なし容器】 ・外観検査 外部切り傷、外部腐食の判定、保護塗装の補修(除去した場合)電弧傷、溶接炎・火災傷、ネックリング異常の有無 ・漏えい試験 CNG使用(12MPa以上最高充てん圧力以下圧力を1分以上) 【複合容器】 ・外観検査 フラップ容器 外部切り傷、外部腐食の判定 繊維強化プラスチック容器 外部切り傷 傷の補修 電弧傷、溶接炎・火災傷、ネックリング異常の有無 ・漏えい試験 CNG 12MPa以上最高充てん圧力以下で1分以上 CH2車、国際CH2車、CH2運送用 最高充てん圧力の5分の3以上最高充てん圧力以下で1分以上(例:圧力35MPa 21MPa、87.5MPa 52.5MPa) 	合	否
5	容器再検査の合格基準	<p>法第49条第2項 容器則26条 (アルミ合金製スカ-ハ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器、一般複合容器)</p> <p>但し、アルミ合金スカ-ハ用継目なし容器の初回容器再検査以外の条項あり</p> <p>告示22条</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・外観検査(容器ごと実施) 内外面の異常なし(アセチレンは外面のみ) 15L以上120L未満のLPG容器 スカートの腐食・摩耗・変形なし、底面間隔が十分なもの 防錆塗装(ステン鋼、アルミ合金等防腐蚀性は除く) ・液石充填容器:防錆塗装(告示7条) ・耐圧試験 安全率3.5以上、内容積2L以下(金属ライナー製一般複合容器除く)のもの、運送用、プラスチックライナー製一般複合容器 加圧試験 上記以外 膨張測定試験 アセチレン容器(内容積、形状等的一致で任意1抽出) 容器ごと実施 加圧試験(高圧ガス運送自動車用、プラスチックライナー一般複合容器) 漏れなし、異常膨張なし 膨張測定試験(上記以外の容器) 漏れなし、異常膨張なし 恒久増加率10%以下(一般複合容器5%) <p>【一般複合容器のみ】:容器検査、製造年月から15年経過しないもの</p>	合	否

5	容器再検査の合格基準	容器則26条2項 (超低温容器)	・気密試験(容器ごと実施) 漏れないこと ・断熱性能試験(容器ごと実施) 浸入熱量2J/時・L以下 (内容積1000Lを超えるものは8J以下)	合	否	
		容器則26条3項 (CNG車、CH2車、国際CH2車、CH2運送用) 告示22条2項	・外観検査(容器ごと実施) 内外面の異常がないこと(アセチレンは外面のみ) ・漏えい試験(容器ごと実施) 漏れないこと その他: CNG車:容器検査、製造年月から15年を経過しないもの 製造業者が定めた場合は20年まで可 CH2車、CH2運送自動車:容器検査、製造年月から15年を経過しないもの 製造業者が15年以下で定めた場合はその日 国際CH2車:容器検査、製造年月から15年を経過しないもの	合	否	
6	附属品の再検査期間	法第48条第1項第3号 容器則27条	-1 容器に装置されている附属品 附属品検査等合格日から2年を経過して最初に受ける容器再検査時 -2 国際CH2車 付属品検査等合格月の前月の末日から2年を経過して最初に受ける容器再検査時 液化石油ガス用容器(4,000L未満)に装置されている附属品 経過年数6年6月以下:附属品検査等合格日から2年を経過して最初に受ける容器再検査時 経過年数6年6月超 :1年 液化石油ガス自動車に装置されている附属品 経過年数7年6月以下:附属品検査等合格日から2年を経過して最初に受ける容器再検査時 経過年数7年6月超 :1年 容器に装置されていない附属品 :2年	合	否	
7	附属品再検査の方法	法第49条の4第1項 容器則28条 告示24条 (一般附属品(CNG、圧縮水素、LNG車装着容器に装着のもの除く)) 告示25条 告示26条	・外観検査 附属品として使用できる状態にしたもの (異常の場合は、部品を取り外す)目視または、拡大鏡等 ・気密試験(LH2運送用低圧安全弁除く) 気密試験圧力以上の圧力を加え30秒以上 ・性能試験 バルブ 気密試験以上の圧力下での開閉操作 液化石油ガス用:グラッドナットとバルブの固定状態の確認 安全弁 空気、不活性ガス等使用 容器耐圧試験圧力の8/10以下圧力により、吹き始め、吹き止りの確認 緊急遮断装置 ・ワイヤ式:ワイヤに緩みなし、張力開放で速やかに閉止 ・油圧式:加圧時に油等の漏れがない 圧力降下で速やかに閉止(酸素除く) ・酸素 : (自圧による気圧式) 加圧時に酸素の漏れがない 加圧により速やかに閉止	合	否	
		告示27条 告示28条 告示28条の2	CNG車、CH2車、国際CH2車、CH2運送用 ・外観検査 目視又は拡大鏡による(容器に装着状態でも可) ・漏えい試験 CNG :12MPa以上最高充てん圧力以下 水素系:最高充てん圧力の5分の3以上最高充てん圧力以下で1分以上 ・性能試験 CH2運送用 ・ワイヤ式:ワイヤに緩みがない 張力開放で速やかに閉止 ・油圧式 :加圧時に油等の漏れがなが 圧力降下で速やかに閉止	合	否	
8	附属品再検査の合格基準	法第49条の4第2項	・外観検査 附属品ごとを実施 使用上支障のある腐食、割れ等がないこと ・気密試験(CNG車、CH2車、国際CH2車、圧縮水素及びLNG運送用除く) 附属品ごと実施 (アセチレン容器は同一チャージより1個採取し実施) 装置容器種類に応じた気密試験圧力以上 ・書類検査(半導体製造用継ぎ目なし容器) 経済産業大臣が定める書類検査 ・漏えい試験(CNG車等) 漏れないこと	合	否	
		上記7「附属品再検査の方法(性能基準)」も参照	容器則29条第1項 (CNG車、CH2車、国際CH2車、LNG車、CH2運送用)	・漏えい試験 附属品ごとを実施、漏れなし ・その他 車載容器一覧証票の記述が現品と同一(容器及び附属品の記号、番号) 車載容器一覧証票の容器以外に装置されたことがない	合	否
		容器則29条1項6号 (バルブ(CNG車、CH2車、国際CH2車、LNG車除く))	・開閉操作が容易で、円滑に作動する ・液化石油ガスのバルブで、ねじ切りのグラッドナットでは、容器本体への適切な固定	合	否	
		容器則29条1項7号 (安全弁(CNG車、CH2車、国際CH2車、LNG車、CH2運送用並びに破裂板及び溶栓を除く))	・耐圧試験圧力の8/10以下の圧力で作動すること	合	否	
		容器則29条1項8号 (緊急遮断装置)	・遠隔操作により作動することができること	合	否	

9 検査設備の基準	法第50条第3項 容器則33条1号 (アルミ合金製スカ-ハ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器又は一般複合容器)	イ 容器のさび落としのための設備(低温容器に係るものを除く)、洗じょう及び乾燥のための設備 ロ 容器の傷、腐食等の寸法を測定するための設備 ハ 容器内面を照明検査するための設備 ニ 圧力計及び膨張計(膨張測定試験のみ) ホ (告示30条で規定の容器)残ガス回収のための設備 ヘ (LPGのみ)塗装厚さを測定するための設備	合	否
	容器則第33条2号 (超低温容器)	・気密試験及び断熱性能試験の設備	合	否
	容器則第33条第3号・4号 (CNG車、CH2車、国際CH2車、LNG車、CH2運送用)	イ 容器表面を清じょうにする設備 ロ 容器外面を照明検査する設備 ハ 容器の傷、腐食等寸法を測定する設備 ニ 漏れ試験の設備 (LNG車のみ)断熱性能又は保冷性能試験設備	合	否
	容器則第33条第5号・6号 【附属品】	CNG車、CH2車、国際CH2車、LNG車、CH2運送用以外の附属品再検査 気密試験及び性能試験の設備 CNG車、CH2車、国際CH2車、LNG車、CH2運送用の附属品再検査 漏れ試験の設備	合	否
検査設備の基準 (詳細)	告示31条1項1号～6号 (検査設備の基準) (アルミ合金製スカ-ハ用継目なし容器、一般継目なし容器、溶接容器、ろう付け容器)	・容器さび落しの設備及び洗じょう設備 イ 容器回転式洗じょう機(内部に鋼球等を挿入) ロ ワイヤ等を用いる回転式洗じょう機 ハ 酸又はその他の薬剤等を用いる洗じょう設備 (中和設備を含む) ニ サンドブラスト ホ ショットブラスト ヘ 合成樹脂製ブラシ等(ねじ部清じょう用) ・乾燥設備 空気、窒素、水蒸気等のガスを用いるもの又は減圧により容器内部を十分乾燥できるもの ・傷、腐食寸法測定 スケール、ノキス、テフスゲージ及び超音波厚さ計 ・照明検査 十分な光力を持つ豆電球等を挿入するもの又はこれと同等のもの(容器内面) ・圧力計 耐圧試験圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛 ブルドン管圧力計(JIS B7505-1) ・膨張計 最小目盛:恒久増加量測定時に全増加量の1/100 又は0.1cmまで計測できるもの	合	否
	告示31条1項8号 (LPG残ガス回収)	イ 容器転倒台 ロ 圧縮機又は送液ポンプ 圧縮機:油分離機及び凝縮機が附属 0～0.05MPaで自動停止 ポンプ:異物等除去のストレーナ設置 ハ 専用貯槽 1,000L以上、液面計の設置 ・圧縮機の場合は2基以上 ・熱交換器(凝縮機も可)で分離槽機能なら1基 ニ 残ガス排出管(燃焼の場合除く) ・火気との距離 ・開口部位置(地上5m以上で建物より高い) ・残ガスの脱臭装置 ホ 残ガス燃焼装置(残ガス排出管未設置の場合) ・回収、排出設備から8m以上の距離 ヘ 油分離槽(ふたあり) ・三室以上の分離、排出水量の3倍容量	合	否
	告示31条1項9号 (可燃性残ガス回収(LPG除く))	イ 容器転倒台 ロ 圧縮機又は送液ポンプ ハ 専用貯槽 1,000L以上、液化ガスでは液面計 圧縮ガスでは圧力計 ニ 残ガス排出管(燃焼の場合除く) ・火気との距離(8m以上) ・開口部位置(地上5m以上で建物より高い) ホ 残ガス燃焼装置(残ガス排出管未設置の場合) ・火気との距離(8m以上) ・開口部位置(地上5m以上で建物より高い)	合	否
	告示31条1項10号 (毒性ガス)	イ 容器転倒台 ロ 圧縮機又は送液ポンプ ハ 専用貯槽 ニ 除害設備 ・回収したガスを除害する場合 (イ)除害槽、(ロ)ガス吸引による除害剤接触装置 ・残ガス回収設備等から漏れいガスを除外する場合 (ハ)散布装置、(ニ)散水装置 ホ 除害剤 ヘ 保護具 ・呼吸器又は全面形の送気式マスク ・隔離式防毒マスクで全面高濃度形のもの ・保護手袋及び保護長靴で、ゴム製、合成樹脂製 ・保護衣であり、ゴム製、合成樹脂製 ト 残ガス排出管又は燃焼装置 ・火気との距離(8m以上) ・開口部位置(地上5m以上で建物より高い)	合	否

9 検査設備の基準 (詳細)	告示31条 1 項11号 (塗装厚さ (LPGのみ))	・膜厚計	合	否
	告示31条 3 項 (超低温容器)	・気密試験 耐圧試験圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛 ブルドン管圧力計(JIS B7505-1) ・断熱性能 重さ計:試験用ガスを充てんした容器の質量を測定し、 24hrの当該ガス気化量測定 流量計:単位時間当りの当該ガス気化量測定	合	否
	告示31条 3 項 (一般複合容器)	・容器さび落しの設備及び洗じょう設備 イ 容器回転洗じょう機(内部にセラミック球を挿入) ロ ワイヤ等による回転式洗じょう機 ハ 酸又はその他の薬剤での洗じょう機(中和設備含む) ニ 水圧洗淨設備 ・乾燥設備 空気、窒素、水蒸気等のガスを用いるもの又は減圧により容器内部を十分乾燥できるもの ・傷、腐食寸法 スケール、ノキス、デブスケージ及び超音波厚さ計 ・照明検査 十分な光力を持つ豆電球等を挿入するもの又はこれと同等のもの(容器内面) ・圧力計 耐圧試験圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛 ブルドン管圧力計(JIS B7505-1) ・膨張計 最小目盛:恒久増加量測定時に全増加量の1/100又は0.05cm ³ まで計測できるもの ・残ガス回収設備 告示31条1項 可燃性ガス、毒性ガスの回収設備	合	否
	告示31条 4 項 (CNG車、CH2車、国際CH2車、CH2運送用) 告示31条 5 項 (LNG車容器)	・容器表面を清じょうにする設備 イ 高圧空気により塵等を除去する設備又は洗じょう液噴霧装置 ロ ワイヤブラシ、スクレバ等 ・照明検査 容器外面の検査設備、十分な光力を持つ蛍光灯、白色電灯及び鏡若しくはファイバースコープ ・傷、腐食寸法 スケール、ノキス、デブスケージ及び拡大鏡 ・漏えい試験 ガス検知器、検知液、圧力計 CNG、LNG:メタン0.2%以下 CH2車、国際CH2車、CH2運送用 (35MPa以下) 水素0.1%以下 (35MPa超) 0.03%以下 ・(LNG車)重さ計、流量計	合	否
	【附属品】 告示31条 6 項 (一般附属品)	・気密試験 イ 空気又は不活性ガスを気密試験圧力以上の圧力に調整して供給できる圧縮機、蓄圧機又は充てん容器、接続配管 ロ 気密試験圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛、ブルドン管圧力計 液化水素運送用容器の安全弁では、内容積98%となる圧力数値の2/3 ハ 発泡液等を塗布するための器具、水槽 ・性能試験 イ 空気又は不活性ガスを安全弁の作動試験圧力以上の圧力に調整して供給できる圧縮機、蓄圧機又は充てん容器、接続配管 ロ 安全弁の吹き始め圧力の1.5倍以上3倍以下の最高目盛、ブルドン管圧力計 (JISB7505-1) ハ トルク測定器具	合	否
	【附属品】 告示第31条第 7 項 (CNG車、CH2車、国際CH2車、CH2運搬用附属品) 告示第31条第 8 項 (LNG車附属品)	・漏えい試験 ガス検知器、検知液、圧力計 CNG、LNG:メタン0.2%以下 CH2車、国際CH2車、CH2運送用 (35MPa以下) 水素0.1%以下 (35MPa超) 0.03%以下	合	否
10 容器再検査後刻印	法第49条第 3 項、 4 項 (刻印 (標章) の実施)	【刻印困難容器(準用:法第45条1項)】「標章する事項」参照 ・一般継目なし容器、溶接容器、超低温容器であり、鏡部厚さ2mm以下のもの ・ろう付け容器、再充てん禁止容器 ・金属ワイヤ製一般複合容器(フルラップ容器)、プラスチックワイヤ製一般複合容器 ・CNG車容器、CH2車、国際CH2車、CH2運送用(いずれも金属ワイヤ製フルラップ容器) (又はいずれもプラスチックワイヤ製) ・LPG車、CNG車、圧縮水素車であり、自動車装置の状態で輸入されたもの	合	否
	容器則37条1項 (刻印する事項)	・検査実施者の名称の符号 容器再検査の年月(内容積4000L以上、運送用、CNG車、CH2車は年月日)、アルミ合金製スケール用継目なし容器の場合 (L(通常)又はS(ただし書適用)) (前回の容器再検査のときの質量に変化がある場合) 新質量を刻印し、旧質量を二重線で消す(アセチレンの多孔質容器、低温容器、LPG車は除く)	合	否

10	容器再検査後刻印	容器則37条2項 (標章する事項) 告示第32条 (容器再検査合格証票)	・CNG車、CH2車、国際CH2車、LNG車、フルップ金属ライナー一般複合容器、プラスチックライナー一般複合容器以外の容器 薄板に打刻、取れない措置、前回打刻下又は右に貼付 検査実施者の名称の符号、容器再検査の年月日 (前回の容器再検査のときの質量に変化がある場合) 新質量を刻印し、旧質量を二重線消し(アセチレンの多孔質容器、低温容器は除く) ・CH2運送車、フルップ金属ライナー一般複合容器、プラスチックライナー一般複合容器 アルミ箔に打刻、取れない措置、前回打刻下又は右に貼付 検査実施者の名称の符号、容器再検査の年月日 ・CNG車、CH2車、国際CH2車、LNG車燃料容器 証票(再検査有効期限、再検査月、検査実施者の名称の符号)を燃料充てん口近傍に貼付	合	否
11	附属品再検査後刻印	法第49条の4第3項 容器則38条 告示33条 (刻印の実施)	・刻印種類 検査実施者の名称の符号、附属品再検査の年月日 国際CH2車は「月日」 (刻印困難な場合)薄板に刻印し、附属品の見やすい箇所に 溶接、はんだ付け 又はろう付け ・CNG車、CH2車、国際CH2車、LNG車燃料装置用附属品 容器に係る証票の貼付可 ・CNG運送用附属品 アルミ箔に刻印し容器に貼付	合	否
12	帳簿	法第60条 容器則71条第1項 (記載すべき事項) 容器則71条第2～4項 (保存年限)	・容器再検査をしたとき 容器の記号及び番号、再検査の年月日、成績 ・附属品再検査をしたとき 附属品の記号及び番号、再検査の年月日、成績 溶接容器等 経過年数 20年未満…5年1月 20年以上…2年1月 耐圧試験3.0MPa以下、内容積25L以下の溶接容器で、昭和30年7月以前の容器検査、放射線検査に合格したもの 経過年数 20年未満…6年1月 20年以上…2年1月 一般継目なし容器…5年1月 一般複合容器…3年1月 CNG車、CH2車、LNG車、CH2運送用 経過年数 4年以下…4年1月 4年超…2年2月 国際CH2車・国際相互承認CH2車 経過年数 4年1月以下…4年1月 4年1月超…2年3月 アルミ合金製スケール用継目なし容器…5年2月 LPG車用 経過年数 20年未満…6年1月 20年以上…2年1月 容器装置附属品 2年を経過して最初に受ける容器再検査までの期間を経過する日から起算して1月 内容積4,000L未満(LPGに限る、運送用除く)附属品 経過年数 6年6月以下…2年1月 6年6月超…1年1月 LPG車附属品 経過年数 7年6月以下…2年を経過して最初に受ける容器再検査日から起算して1月を経過するまでの日 7年6月超…1年を経過する日から起算して1月を経過する日 容器に装置されていない場合…2年1月 但し、平成22年中改正前…2年(容器・ガス種関係なく)	合	否
指導内容					